

目指せ!!

「親子相談所」創設へ

～ケアが必要な子供は年々増加し、2018年は、虐待だけでも通告件数6万件を超えました～

問題だらけの現状

- ・サポートが必要な子供の増加に、物的・人的に対応しきれない。
- ・15才・18才・22才の措置解除の決まりのため、長期的なケアがなされず、心理的にも経済的にも自立に至らないケースが多い。
- ・保護者への指導がおろそかになってしまっている。
- ・里親が保護者への指導を撒かされている現状だが、権限をもたない。



問題解決のための新しい連携



- ※1 社会福祉士、保健士、心理判定士、などが常駐
- ※2 保護者への指導の必要性が認められる間は指導を受けることを義務づける。
- ※3 児童相談所の措置解除後も無料でケアを受けることができる。
- ※4 親子相談所は、家裁の機能を有し、親子の関係に対し法的措置を執ることができる。

署名にご協力お願いします！

虐待を受けた子供は、心理面で長期的なケアを必要としています。回復までに、短くても3年かかるとされ、中には一生涯悩み、苦しみから逃れられない人もいます。

しかし、残念なことに、ケアが必要であるということさえきちんと受け入れることができない保護者が多く、このような保護者自身の心理状態が改善されない限り、虐待が繰り返される、というような負の連鎖を断ち切ることができません。

私たちの目指す「親子相談所」は、子供と、保護者の両方に有効な働きかけをしていきます。その対象は、虐待児童と保護者のみでなく、ニートになりそうな子供、引きこもり状態の子供など、さまざまな状況で苦しんでいる親と子供です。親と子双方に、長期的に、一貫した場所で、安心してカウンセリングを受けさせることが、心理的自立および経済的自立には大変重要なのです。心理的に安定性のない青年には、措置解除後も精神科・心理カウンセリングに使用できる受診券を発行し、長くカウンセリングを続けるように指導をします。

この度のご署名（請願書または陳情書）につきましては、法務省と厚生労働省に提出いたします。御協力の意思がいただけましたら、印鑑は不要ですので、ご署名の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今回の説明で、もう少し詳細をお知りになりたいという方は、遠慮なく事務局までご連絡下さい。

氏名	住所



NPO 法人 子どもの教育・生活支援
「アニー基金」プロジェクト 事務局
代表理事 日高 眞智子

〒270-0101 千葉県流山市東深井 392 番地 13
TEL04-7154-0649 FAX 04-7178-2556
携帯 080-6736-0930

E-mail hidaka@matiko.name

URL <http://www.annykikin.com>

★アニー基金とは★

児童虐待や死別により児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちの人生の可能性を少しでも広げるためサポートしている NPO 法人です。